

教育委員会公募校長に対する校務に係る指導及び助言等を行う業務（会計年度任用職員）要綱

1 目的

この要綱は「大阪市教育委員会会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、教育委員会公募校長に対する校務に係る指導及び助言等を行う業務（会計年度任用職員）（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

2 任用について

会計年度任用職員の選考は、書類選考及び面接により行う。

3 再度の任用について

再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

4 勤務時間について

会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は下記の通りとする。ただし、業務の性質その他の事由により、下記により難いときは、勤務時間、休憩時間及び休日を別に定めることがある。

「勤務日数」

1日 7時間30分の勤務時間で週4日の勤務日

「勤務時間」

午前9時～午後5時15分まで

「休憩時間」

午後0時15分～午後1時まで

附 則

この要綱は、令和元年11月8日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 任用についてに規定する令和5年4月1日採用者にかかる会計年度任用職員の任用及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この要綱の施行前においても、2 任用についての規定の例により行うことができる。